協力金早期支給対象要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等を運営している企業・団体、個人事業主ですか？（対象施設例はＰ７を参照）

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

中小企業等（Ｐ２を参照）ですか？

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

後日お知らせする本申請において、売上高方式で申請しますか？

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

これまでから京都府の要請に対して継続して協力いただいており、要請違反の事実はありませんか？

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

営業に必要な許認可等について、要請するすべての期間（令和３年８月２０日から９月１２日まで）に有効（更新予定を含む）な許可証をお持ちですか？

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

申請店舗について、令和３年２月８日以降の要請に対する協力金の受給実績がありますか？

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

対象施設について、要請日（令和３年８月１７日）以前から、午後８時から翌朝午前５時までの時間帯に営業していましたか？

- いいえ → 対象施設について、要請日（令和３年８月１７日）以前は酒類提供又はカラオケ設備の提供を行っていましたか？
  - いいえ → 早期支給の申請はできません。
  - はい ↓

休業要請への協力開始日から令和３年９月１２日までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の休業要請に協力いただけますか？

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

- はい ↓

時短要請（※）・休業要請への協力開始日から令和３年９月１２日までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の時短要請（※）又は休業要請に協力いただけますか？
※酒類提供・カラオケ設備の提供をとりやめた上で、時短要請に応じることが必要です。

- いいえ → 早期支給の申請はできません。
- はい ↓

早期支給の申請が可能です。